

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもの権利を守るための基本的な事項を定めることにより、市全体でこどもの権利を保障し、もってこどもの笑顔があふれ、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とします。

【解説】

第1条は、この条例を制定する目的を明らかにする規定です。

この条例におけるこどもの権利の考えは、児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）の考えに基づいています。

この条例の目的は、市全体でこどもの権利を保障することで、こどもの笑顔があふれ、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することです。

そのために、こどもの権利を守るための基本的な事項を定めることとしています。

【参考】

「児童の権利に関する条約」

1989年11月20日、国連において採択された条約で、日本では1994年に批准されました。

こどもの権利を国際的に保障するために定められた条約であり、こどもを、一人の人間として権利を持つ「権利の主体」と捉え、人としての人権を認めると同時に、成長の過程にあり保護や特別な配慮が必要な「保護の対象」と捉え、こどもならではの特別な権利も定めています。

こどもは生まれながらに権利を持っており、それは義務と引き換えに与えられたり、取り上げられたりするものではありません。条約では、こどもは権利の保有者であり、それを守る義務の担い手は国としています。また、こどもを育てる責任は、第一に親にあり、それを国が支援するものとしています。

条約の基本的な考え方は、「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の4つの原則で表されています。

また、構成する54の条文では、多くのこどもの権利が規定されており、大きく「生

きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利に分類されます。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) こども 18歳未満の人とこれらの人と同様に権利を持つことが適当だと認められる人をいいます。
- (2) 保護者 親と親に代わりこどもを養育する人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校、社会教育施設その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
- (4) 地域住民 こどもが生活する地域の住民や団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人や法人その他団体をいいます。

【解説】

第2条は、条例で使う言葉の意味を明らかにする規定です。

◎第1号

条約における「こども」の定義が18歳未満としていることから、同様に、「こども」は、原則18歳未満の人としています。

なお、「これらの人と同様に権利を持つことが適当だと認められる人」としては、例えば、18歳以上の高校生のように、高等学校に在学中は、18歳未満の高校生と同じように扱われることが適当と認められる人等を指します。

◎第2号

「保護者」は、こどもの親と、様々な理由から親に代わりこどもを養育している人としています。親に代わりこどもを養育する人とは、児童福祉法に規定する里親等、実際に「こども」を監護・養育する人を指します。

◎第3号

「育ち学ぶ施設」は、こどもが成長する過程において育ち、学び、活動するために利用する施設を指します。具体的に次のものが含まれます。

・児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

・学校教育法第1条に規定する学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

・学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校

- ・図書館や公民館等の社会教育施設
- ・民間のフリースクールや文化スポーツ活動施設等

◎第4号

「地域住民」は、こどもが生活する地域の住民や自治会等の団体を指します。

◎第5号

「事業者」は、市内で事業活動を行う個人や法人、その他の団体を指します。

(基本理念)

第3条 こどもの権利を守ることの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) こどもが、あらゆる偏見や差別を受けず、大人と同様に権利を持つ人として尊重されること。
- (2) こどもに関することが決められ、行われるときにおいて、こどもにとって最もよいことは何か、第一に考えられること。
- (3) こどもの年齢と発達、個別の状況に応じた支援が、行われること。
- (4) こどもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことや参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること。

【解説】

第3条は、条約の4つの原則に基づき、こどもの権利を守ることの基本理念を定めています。

◎第1号

こどもは、年齢、性別、国籍、障害の有無、経済状況、生まれ育った環境等、いかなる理由であっても偏見や差別を受けてはなりません。日本国憲法第13条にも規定されているとおり、全ての人が個人として尊重され、人としての尊厳を持っています。

また、こどもは、大人と同様、一人一人が基本的人権を持っています。こどもは権利を行使する主体であり、その権利は等しく保障されなければなりません。

※条約の中で関連のある条文：前文、第1条、第2条

◎第2号

こどもに関することを決める時は、そのこどもにとって最もよいことは何であるかを第一に考えることとしています。こどもにとって最もよいこととは、大人が一方的に判断して決めるものであってはなりません。こどもの視点に立ち、こどもの意見を聴いた上で判断することが重要です。

※条約の中で関連のある条文：第3条、第12条

◎第3号

こどもは、大人へと成長する過程にあり、人として生きていくために十分な知恵や自立する力が備わっていないため、特別な保護や配慮、支援が必要になります。こどもが、健やかに成長していくためには、一人一人の年齢や発達等に配慮した支援が行われなければなりません。

※条約の中で関連のある条文：前文、第6条

◎第4号

こどもには、第8条に規定のとおり、「意見を表し、参加する権利」があります。自分に関することはもちろんのこと、市のこども施策や育ち学ぶ施設、地域住民等が行う各種行事や活動に参加し意見を述べる権利がこどもにはあり、その意見が尊重されることにより、こどもは自己有用感を得られ、社会の一員としての主体性を高められます。また、こどもの意見を聴くことが、本条第2号に規定の「こどもにとって最もよいこと」に繋がります。

※条約の中で関連のある条文：前文、第6条

第2章 大切なこどもの権利

(こどもの権利の保障等)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、特にこの章に定める権利を大切にしていきます。

3 こどもは、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。

【解説】

第4条は、こどもは条約の考えに基づいて、生まれた時から権利を持つ人として、その権利が大切に守られること等を定めています。

○第2項

第5条から第8条まででは、条約を構成する「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利について、こどもから聴取した意見を反映させ、本市独自の表現で例示を行い、数ある権利の中でも特に大切にしていこうとする権利としてまとめたものです。

○第3項

こどもは、自分の持つ権利について理解を深めるとともに、自分と同様に他者にも権利があることを理解し、それを大切にするよう努めるものとします。ただし、それを教え、育むのは大人の役割であり、とりわけ保護者が第一義的な責任を有するものとしします。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して自分らしく生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 個性が認められ、一人の人として人格が尊重されること。
- (3) 体と心の健康に配慮され、適切な医療の提供を受けられること。
- (4) 安全な環境の下で安心して生活を送ること。
- (5) 幸せを追求すること。

【解説】

第5条は、安心して生きる権利についての規定です。子どもが、安心して自分らしく生きられるために、特に大切な権利を定めています。

◎第1号

子どもの尊い命が守られ、子どもが安心して生きられることは、全ての子どもの権利を保障する上での前提になるものです。

※条約の中で関連のある条文：第6条

◎第2号

子どもは自分の個性が認められ、それぞれが人として受け入れられ、人格と尊厳が尊重される必要があります。

※条約の中で関連のある条文：第2条

◎第3号

子どもは、体と心の健康に配慮された生活を送ることが保障されなければなりません。それは、病気の治療や健康の回復はもちろんのこと、日頃の生活においても配慮される必要があります。

※条約の中で関連のある条文：第24条、第27条

◎第4号

子どもは、安全な環境の下で命が守られ、安心して生活できなければなりません。武力紛争や事故、犯罪等で突然命が奪われるようなことがあってはなりません。

※条約の中で関連のある条文：第6条、第38条

◎第5号

子どもは、自分らしく生きるために、自分の思う幸せを探し、追い求める権利があります。これは日本国憲法においても保障される権利であり、子どもは、大人に見守ることを望んでいます。

(豊かで健やかに育つ権利)

第6条 こどもは、豊かで健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 愛情と理解を持って育まれること。
- (2) 安心できる場所で遊び、体や心の健康のために休むこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) 自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (5) 夢や希望を持ち、挑戦すること。
- (6) 適切な支援や助言を受けること。

【解説】

第6条は、豊かで健やかに育つ権利についての規定です。こどもが、豊かな心と健やかな体を育むために、特に大切な権利を定めています。

◎第1号

こどもは、保護者から深い愛情と理解をもって養育されることで、豊かな人間性が育まれ、他の人にも愛情を持って接することができるようになります。

児童権利宣言や条約前文にも規定されていることから、「愛情と理解」という表現を用いています。

※条約の中で関連のある条文：前文、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、

第18条

◎第2号

こどもは、安心できる場所で年齢に適した遊びを経験することで、身体的、精神的、社会的に成長、発達することができます。また、疲れた時には体や心を休ませることで、健やかな成長に繋がります。

◎第3号

学ぶことは、学校で教わることだけではありません。こどもの才能や能力を発達させること、社会に出る準備をすること等、様々な学びを通して、こどもは豊かで健やかに成長することができます。

※条約の中で関連のある条文：第28条、第31条

◎第4号

こどもは、自然や芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむことで、感性を豊かにするとともに、その能力を発達させることができます。

※条約の中で関連のある条文・・・第29条、第31条

◎第5号

こどもは、自分の将来に対し希望を抱き、自分に関することを自分で決定する権利があります。また、将来の夢を持つに当たっては、こどものうちから様々な経験をすることが重要になります。

※条約の中で関連のある条文：第6条、第12条、第29条、第31条

◎第6号

こどもは、一人では生きられません。周囲の大人や社会全体に支えられることで、健やかに育つことができます。また、その状況等に応じて、様々な支援の手が差し伸べられる必要があります。

世界人権宣言においても、こどもは、特別な保護及び援助を受ける権利を有することが規定されています。

※条約の中で関連のある条文：第4条、第23条、第24条、第26条、第27条

(自分を守り、守られる権利)

第7条 こどもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) あらゆる差別を受けないこと。
- (2) いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けないこと。
- (3) 他者が利益を得るためにこどもの幸せが奪われないこと。
- (4) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (5) プライバシーと名誉が守られること。
- (6) 困っていることを相談し、助けを求めること。

【解説】

第7条は、自分を守り、守られる権利についての規定です。こどもは、大人へと成長する過程で、大人に守ってもらいながら、自身を守る知識を身につける必要があります。そのために、特に大切な権利を定めています。

◎第1号

第3条第1項第1号の説明にもある通り、こどもは、年齢、性別、国籍、障害の有無、経済状況、生まれ育った環境等、いかなる理由であっても差別を受けてはなりません。

※条約の中で関連のある条文：第2条

◎第2号

大人は、こどもに対し、体罰や虐待等の体や心を傷つける行為を行ってはなりません。こどもは、そういった行為から守ってもらう権利があります。また、こども同士であっても、いじめ等は権利侵害に当たるため、あってはなりません。

※条約の中で関連のある条文：第19条

◎第3号

こどもは、経済的搾取、労働力の搾取、性的搾取等、こどもの幸せを奪って、他者が利益を得るような行為から守られなければなりません。

※条約の中で関連のある条文：第32条、第34条、第36条

◎第4号

こどもは、犯罪や有害環境等、自身の健やかな成長を脅かす状況から守られなければなりません。また、そういう状況から逃れられるよう、分別のある人間となるべく、適切な教育を受けられます。

※条約の中で関連のある条文：第32条、第33条、第34条、第35条

◎第5号

こどもは、自分や家族、住居等の個人情報や、本人が知られたくないと思うことを許可なく他者に知られない権利を持っています。また、誹謗中傷等により、こどもの社会的評判や信用等が傷つけられる行為から守られなければなりません。

※条約の中で関連のある条文：第16条

◎第6号

こどもは、困っているとき、悩んでいるときは、一人で抱え込まずに、周りの大人や関係機関に相談し助けを求めることができます。

※条約の中で関連のある条文：第12条

(意見を表し、参加する権利)

第8条 こどもは、自分の意見を表し、社会に主体的に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重されること。
- (2) 適切な情報を取得すること。
- (3) 仲間を作り、集まり、活動すること。
- (4) 社会に参加し、意見を表す機会が与えられること。
- (5) 主体性が尊重されること。

【解説】

第8条は、意見を表し、参加する権利についての規定です。こどもは、大人と同様、社会の一員であり、権利の主体です。考えを持って、社会に参加するために、特に大切な権利について定めています。

◎第1号

こどもは、自分の気持ちや感情を言葉や文字、歌、絵等、自由な方法で表現することができます。

また、自分に関係ある事柄について、自分の考えや意見を伝えることができます。その意見は、こどもの成長や発達に応じ、そのこどもにとっての最もよいことは何かを考えた上で、尊重される必要があります。

※条約の中で関連のある条文：第12条、第13条

◎第2号

こどもは、様々な媒体を通じて、自身に有益な正しい情報を取得することができると同時に、こどもにとって有害な情報からは守られなければなりません。

※条約の中で関連のある条文：第17条

◎第3号

こどもは、個人としての意見だけでなく、集団としての意見等を表現し、行動するため、他者の権利や公共の秩序を脅かすことを除き、同じ志を持つ人同士で集まり、活動をすることができます。

※条約の中で関連のある条文：第15条

◎第4号

こどもは、他者が自分に関係することを決めようとするとき、年齢や発達に応じて、そこに参加することができます。そのため、大人は、こどもに対し、参加する機会を与えなければなりません。

※条約の中で関連のある条文：第 1 2 条

◎第 5 号

こどもには、自分に関係することを自分で決定する権利があります。主体性を尊重することで、こどもの自己肯定感を高め、自立した人格を形成し、将来的に社会で活躍するために必要な力を身につけることができます。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもの権利を保障するために、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもの養育に関する責任があることを自覚し、こどもの人格と尊厳を尊重し、愛情をもって養育すること。
- (2) こどもが安全に、安心して生活ができる家庭環境を整備すること。
- (3) こどもが基本的な生活習慣、規範意識、豊かな人間性等を身につけることができるよう、その育ちを支えること。

【解説】

第9条は、保護者の役割についての規定です。

◎第1号

条約において、こどもの養育は、まず保護者に責任があるということが明記されています。これは、こどもが成長していく上で、保護者（家庭）の役割は非常に大きいものであることを確認しています。

保護者は、こどもを所有物として扱うことなく、こどもを一人の人として、人格と尊厳を尊重し、愛情をもって養育しなければなりません。家庭において、保護者から愛情をもって育まれることは、安心感、自己肯定感を培うとともに、他者にも愛情を持って接することができるようになる等、感情的、社会的な発達に非常に重要であると考えられています。

◎第2号

家庭は、こどもが自分らしく、安全かつ安心して生活できる居場所でなければなりません。そのために、保護者は、家庭環境を整備するよう努める必要があります。

◎第3号

家庭は、こどもが最初に経験する社会的な環境であり、発達において基礎的な影響を与える場所です。そのため保護者は、言葉や行動等により、こどもに生活習慣や規範意識、豊かな人間性や社会性等を身につけさせるよう努める必要があります。

※条約の中で関連のある条文：第3条、第5条、第18条

(市の役割)

第10条 市は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもに関する施策を実施するとともに、こどもが安心して生活できるまちづくりを推進すること。
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

【解説】

第10条は、市の役割についての規定です。

◎第1号

条約において、こどもの権利を保障することは国の責務としています。また、こども基本法において、こどもの状況に応じた施策の策定及び実施は地方公共団体の責務としています。市は、こどもの権利を保障するために、様々な施策を実施し、こどもが安心して生活できるまちづくりを推進するものとします。

◎第2号

条約において、こどもの養育は、保護者に第一義的な責任があるとしつつも、国はその支援を行うものとしています。こどもの権利が保障されるため、市は、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者との連携を図りつつ、それぞれがその役割を全うするために必要な支援を行います。

※条約の中で関連のある条文：第4条、第18条

(育ち学ぶ施設の役割)

第11条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもが集団で多様な活動を通じて、人として育ち、学ぶことができる環境の整備に努めること。
- (2) こどもの年齢と発達に応じた指導と支援に努めること。

【解説】

第11条は、育ち学ぶ施設の役割についての規定です。

◎第1号

育ち学ぶ施設は、その設置目的によって、保育や教育等を行う場所ですが、一方で、こどもにとっては、家庭以外の多くの時間を過ごす社会でもあります。こどもは、そこで知識や能力を向上させるほか、他者との関わりの中で、社会性や協調性、人間性を身につけ、創造力や思考力を発達させていきます。育ち学ぶ施設は、そういったこどもの成長、発達を最大限引き出すことのできる環境の整備に努める必要があります。

※条約の中で関連のある条文：第28条、第29条、第31条

◎第2号

施設関係者は、こども一人一人と向き合い、こどもにとって最もよいことを第一に考え、人格や尊厳、本人の意思を尊重した上で、その年齢と発達に応じた指導や支援を行うよう努めなければなりません。

(地域住民の役割)

第12条 地域住民は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 地域活動における住民の交流、自然、歴史、文化との関わりを通して、こどもの豊かで健やかな育ちの支援に努めること。
- (2) 身近なこどもを見守り、こどもが安全に、安心して生活できる地域づくりに努めること。

【解説】

第12条は、地域住民の役割についての規定です。

◎第1号

こどもは、多様な人との交流、様々な体験により成長、発達していくという認識の下、地域住民が、地域活動や地域資源を通して、主体的にこどもの豊かで健やかな育ちの支援に努めることを定めています。

◎第2号

地域は、こどもにとって安全に、安心して生活できる居場所でなくてはなりません。そのため、地域住民は、身近なこどもが犯罪や危険等に巻き込まれないよう、関心を持って見守り、こどもが安全に、安心して生活できる地域づくりに努めなければなりません。

(事業者の役割)

第13条 事業者は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備に努めるとともに、雇用する労働者の意識向上に努めること。
- (2) こどもの権利を保障するために市が行う事業、育ち学ぶ施設や地域住民が行う活動、こどもの主体的な活動に協力するよう努めること。

【解説】

第13条は、事業者の役割についての規定です。

◎第1号

こどもにとって、家庭において保護者と共に過ごす時間はかけがえのないものです。しかし、労働者を取り巻く環境は、社会情勢の変化や経済的な理由により近年大きく変化していて、こどもが家に帰っても保護者が働きに出ていて誰もいないといった世帯も少なくありません。

事業者は、子育てに関する理解を深め、雇用する労働者が、仕事と子育てを両立できるよう職場環境を整備するとともに、こども・子育てに関する理解を深めるよう努めるものとします。

◎第2号

事業者は、こどもの権利を保障するための様々な事業や活動、こどもの主体的な活動に協力するよう努めることを定めています。

(共通の役割)

第14条 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもが、自分の権利と他の人の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう相互に連携し、協力して支援する役割を担います。

【解説】

第14条は、市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者の共通の役割についての規定です。

第4条の解説にもあるとおり、こどもが自分の権利と他人の権利について学び、理解を深め、お互いの権利を尊重し合うためには、大人がそれを教え、育まなければなりません。

こどもが、自分に権利があることと、同様に他の人にも権利があることを知り、社会の中で自分の権利が大切にされる経験を経て、他の人の権利を大切にできるよう、大人は相互に連携し、協力して支援しなければなりません。

第4章 こどもの権利の普及推進

(こどもの意見表明と参加)

第15条 市、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもに関する施策や取組の実施に当たり、こどもが情報を取得し、意見を表し、主体的に参画することができるようにするとともに、こどもの年齢と発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努めるものとします。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもの意見表明や参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとします。

【解説】

第15条は、こどもの意見表明と参加について規定しています。

こどもには、自分に関わることについて意見を表す権利があります。大人には、こどもが現在の社会を構成する一員であり、未来の担い手でもあることを認識し、こどもに関する施策、取組を検討する際には、積極的にこどもに情報を提供し、意見を聴取する機会を設け、こどもが主体的に参画することができるよう努めるものとします。

○第2項

こどもに意見表明や参加を促す支援も重要です。日頃からこどもの意見を聴き、その意思を尊重することで、こどもの主体的な活動を奨励し、支援する必要があります。

※条約の中で関連のある条文：第12条

(こどもの権利の周知・啓発)

第16条 市は、こどもの権利とこの条例について、こども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者に対し、周知と啓発に努めます。

2 市は、こども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、前橋市こどもの権利の日を定めます。

3 前橋市こどもの権利の日は、11月20日（国際連合総会において児童の権利に関する条約が採択された日）とします。

【解説】

第16条は、市が、こどもの権利及びこの条例について、周知及び啓発を行うことについて規定しています。

こどもの権利を保障するためには、条例の内容を市民一人一人に知ってもらい、社会全体でこどもを守り、育んでいくという共通の認識を持つことが重要になります。

○第2項

条例の内容を市民一人一人に知ってもらい、こどもの権利について、理解と関心を深めることができるよう、前橋市こどもの権利の日を定めることを規定しています。

○第3項

1954年、国連において11月20日を「世界こどもの日」としました。その後、1989年11月20日に条約が国際連合総会で採択されました。

それを踏まえ、本市においても、毎年11月20日を前橋市こどもの権利の日として定め、こどもの権利の周知啓発に取り組みます。

※条約の中で関連のある条文：第42条

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

【解説】

第17条は、この条例に定めるもののほか、必要な具体的な事項は、市長が別に定めることを規定しています。

附 則

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行します。
- 2 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

【解説】

○第１項

この条例の施行期日を規定しており、令和８年４月１日としています。

○第２項

市長は、この条例の規定に基づき、こどもの権利を守るための施策を推進するとともに、その実施状況について検討を行い、その結果を踏まえて、この条例の改正等、必要な措置を講ずることを規定しています。